

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月10日

杉並区長

杉本聡子

杉並区規則第74号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）杉並区立荻窪地域区民センターの項中「料理室」を「料理室（料理使用）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月15日から施行する。